



各 位



2021年1月29日

会社名 価値開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 梅木 篤郎
(コード番号 3010 東証第2部)
問合せ先 取締役兼最高財務責任者 細野 敏
(TEL:03-5822-3010)

**臨時株主総会招集のための基準日設定並びに
商号の変更及び定款の一部変更を付議する株主総会の変更に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、2021年3月下旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）招集のための基準日設定について決議いたしました。また、当社は、2020年9月8日に開示いたしました「商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」のとおり、商号の変更及び定款の一部変更を本年6月中に開催予定の第147期定時株主総会に付議することとしておりましたが本日開催の取締役会において、本臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会招集のための基準日設定

(1) 本臨時株主総会招集のための基準日について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、2021年2月13日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使できる株主といたします。

- ・基準日 2021年2月13日
- ・公告日 2021年1月29日
- ・公告方法 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）

<http://www.kachikaiatsu.co.jp/>

(2) 本臨時株主総会の付議議案等について

本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び商号の変更のための定款の一部変更の件以外のその他の付議議案等につきましては、決定次第、お知らせいたします。

2. 商号の変更及び定款の一部変更を付議する株主総会の変更

新しい商号での事業活動を早期に行い、社内外において新商号の浸透を図ることを目的としております。

(1) 商号の変更について

① 変更の理由

当社では、不動産事業をメイン事業として行っておりました2008年10月より「価値開発株式会社」の商号にて事業を行ってまいりました。今後、当社では、2020年8月7日に開示いたしました「成長戦略プラ

ン」に記載のとおり、株主価値の最大化を目指しつつ、より良い社会創りに貢献するために、国内外のゲストの方が宿泊したくなるホテルの運営事業と不動産事業を高い専門性を持って注力し、国内外の投資家への情報開示を積極的に行い、金融機関からの借入のみならず、資本市場からの資金調達を可能とする投資家との良好なリレーションを構築していく方針であります。当社グループが大きく転換していくのに伴い、これまでの商号から、日本国内のみならず国外の利用者や投資家に覚えていただきやすい新しい商号へ変更を行うものであります。

② 新商号（英文表記）

ポラリス・ホールディングス株式会社（英文：Polaris Holdings Co., Ltd.）

ポラリスは、「北極星」の意味であります。北極星は、古来より真北を指し示す不動の星として重要な役目を持っております。当社が恒久的に輝き続ける企業となるべく当社の名称といたしました。また今後、当社をグループ本社機能に特化した会社とすることに伴い、ホールディングスを含む名称といたしました。

③ 変更予定日

2021年4月1日

※ 本商号の変更は、2021年3月下旬に開催予定の臨時株主総会において、商号の変更のための定款の一部変更の件が承認されることが条件となります。

※ 2020年9月8日に開示いたしました「商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」において新商号の英文表記を（英文：Polaris Holdings KK）としておりましたが、（英文：Polaris Holdings Co., Ltd.）といたしました。

(2) 定款の一部変更

① 変更の理由

上記の「(1) 商号の変更について」に記載の商号の変更を行うべく、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

② 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 当社は、 <u>価値開発株式会社</u> と称し英文では <u>KACHIKAIHATSU CO. LTD.</u> と表示する。	第1条 当社は、 <u>ポラリス・ホールディングス株式会社</u> と称し、 <u>英文ではPolaris Holdings Co., Ltd.</u> と表示する。
附 則	附 則
<新 設>	<u>(商号変更の時期)</u> 第2条 <u>第1章 総則 第1条 (商号) の変更は、2021年4月1日に効力を発生し、その効力発生日をもって本附則は削除する。</u>

③ 日程

定款の一部変更のための臨時株主総会開催日 2021年3月下旬 (予定)

定款の一部変更の効力発生日 2021年4月1日 (予定)

以 上